

2024 年 4 月 吉日

伊豆急行株式会社

営業部資産活用課

伊豆急行株式会社 ネーミングライツスポンサー 募集要項

1 趣旨

伊豆急行株式会社は、伊豆急行沿線の魅力向上を図り、鉄道施設の有効活用による財源の確保及び鉄道駅に愛称（副駅名）をつけることにより、スポンサー（企業名、学校名、商品名等）の企業価値や認知度向上を図り、地域振興につなげることを目的とする。

2 応募資格

（1）次の条件を全て満たす法人又は個人（任意団体可）及び自治体とする。

① 以下に該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第三十二条第一項各号に掲げる者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者

（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。

③ 国税及び地方税を滞納していない者であること。

④ 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑤ この要項に記載する条件等を遵守する者であること。

3 募集駅、販売価格及び表示期間

(1) 募集駅：南伊東駅～伊豆急下田駅 全15駅

※契約済の駅は除く

(2) 販売価格：別表参照

(3) 表示期間：契約開始日から2年間

4 募集期間

2024年4月より申込み受付を開始し、スポンサーが不在の間は、継続して募集するものとする。

5 表記箇所

ホーム駅名標、なお、書体は業務サインで指定された書体とする。

6 特典

(1) 駅名ネーミングライツ更新時の優先交渉権

(2) 申込駅内での広告スペースの無償提供（指定箇所範囲内）

(3) 弊社グループSNSによる情報発信

7 費用負担

駅名標の作成、設置、改修、撤去及び原状回復に係る費用はスポンサー側の負担とする。また施工範囲は契約時に契約者と伊豆急行による協議にて決定するものとする。

8 選考方法

1駅に1スポンサーを原則とし、伊豆急行において、申込み先着順に駅名（副駅名）としての適否等を判断し、決定するものとする。

9 申込方法

以下申込先へお問い合わせ下さい。

【申込先】 〒413-0292 静岡県伊東市八幡野1151番地

伊豆急行株式会社 営業部資産活用課 駅名ネーミングライツ担当

電話：0557-53-1116 FAX：0557-54-2882